

改定の趣旨・ポイント

I 改定理由

本市では、いじめ防止対策推進法第12条に基づき、いじめ防止等の対策の基本的な考え方をはじめ、組織体制や基本的施策、重大事態への対処等に関する運用や内容について定めた「草津市いじめ防止基本方針」（平成26年11月、以下、市基本方針という）を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的に推進してきました。

このたび、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月）、「滋賀県いじめ防止基本方針」（平成29年9月）が改定されたこと、市基本方針の策定後3年が経過し、この間のいじめの問題を取り巻く社会状況の変化等に対応するため改定を行います。

II 草津市いじめ防止基本方針の主な改定ポイント

1 国基本方針の改定内容の反映

- いじめの認知におけるけんかの取扱の変更
○いじめ防止方針に基づく取組を学校評価へ位置付け
○教職員がいじめ情報を共有しないことは、いじめ防止対策推進法に違反しうることを明記
○児童生徒がいじめの問題を自らの問題として捉え、考え、議論する等、主体的な活動の推進
○いじめの解消の定義を詳細に規定
○保護者や地域、関係団体等の連携を図り、社会全体でいじめの問題の理解を深めること
○発達障害を含む障害のある児童生徒等、特に配慮が必要な児童生徒への支援について明記

2 いじめ問題に対する市の強みを生かした対応

- いじめの積極的な認知や学校の組織的な対応の推進
○人権教育や道徳教育、ICT教育等、教育活動全体を通じて、いじめの防止対策を推進
○インターネット上でのいじめ等、いじめの実態に合わせた対応
○コミュニティ・スクールや地域協働校をいかした学校、家庭、地域等の連携の促進
○学校の働き方改革の推進による教職員が子どもと向き合える時間の確保

第2 いじめの防止等のための対策の内容

1 いじめの防止等のために市が実施する施策

(1) いじめ問題に関する組織の設置

- ①草津市いじめ問題対策連絡協議会
いじめの防止等に関係する機関および団体との連携強化を図るため、条例により設置。
②草津市立学校いじめ問題調査委員会
いじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、学校における重大事態等に関し、必要に応じて調査を行うため、市教育委員会附属機関として、条例により設置。
③草津市いじめ再調査委員会
学校における重大事態に関し、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づく調査を行うため、市附属機関として、条例により設置。

(2) 市におけるいじめの防止等に関する措置

- ①市いじめ問題対策連絡協議会によるいじめ防止対策の適切な推進、学校や家庭、地域、関係機関の連携強化。
②いじめをはじめとするあらゆる差別・不合理の解消に向けた取組の展開。
③学校におけるいじめ問題への支援として、加配教員の配置や外部専門家の活用。
④いじめ防止の取組が専門的知識に基づいて取り組まれるよう、研修機会や指導・支援を充実。
⑤教職員がいじめ防止等の対応にしっかり取り組めるよう学校の働き方改革を推進。
⑥いじめ問題等に関する相談窓口の充実。
⑦いじめ防止の重要性や、インターネット上でのいじめ等、実態に合わせたいじめ防止等の啓発の推進。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

- 1 いじめの定義
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

○いじめ問題には、学校が一丸となって組織的で迅速な対応を行うこと。
○児童生徒の人格を尊重し、その声に耳を傾け、思いを聴き出すまで関わっていくこと。
○いじめの未然防止には、児童生徒自身による主体的な活動が重要であること。
○いじめは、学校のみならず社会における重要課題であり、家庭や地域、関係機関と積極的に連携すること。

(1) いじめの未然防止

- ①教育活動全体を通じて、「いじめは決して許されない」ことや、いじめを止めさせる行動をとることの重要性を理解させること、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心等の育成。
②相手の気持ちを理解することができる心の育成を図り、自他の人権を大切に、実践的な態度の育成。
③児童生徒自らがいじめの未然防止に取組み、全ての児童生徒にとって居心地のよい学級・学校づくりを推進。
④発達障害を含む障害のある児童生徒、外国人児童生徒、性同一性障害に係る児童生徒等、特に配慮が必要な児童生徒については、特性を踏まえた適切な支援を行い、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を実施。
⑤いじめ問題の本質や取組の重要性について市民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となった取組を推進するための普及啓発を推進。

(2) いじめの早期発見

- ①児童生徒の様子をしっかりと見守り、いじめを積極的に認知。
②児童生徒の状況をきめ細やかに把握。
③いじめを訴えやすい体制や環境の整備。

(3) いじめへの対処

- ①「学校問題対策委員会」での迅速な対処。
②外部専門家との連携、適切な支援。
③保護者や市教育委員会との緊密な連携。
※「いじめ解消」の2要件を明確化。
・相当期間いじめ行為が止んでいる。・心身の苦痛を感じていない。

(4) 関係機関および家庭や地域との連携

- ①関係機関等との連携、情報共有の推進
②PTAや地域の関係団体等と学校関係者が連携する機会として、コミュニティ・スクールや地域協働校を活用。

4 いじめの防止等に関する社会の役割

(1) 市の役割

- ①市基本方針の策定、必要な施策の総合的な実施。
②適切ないじめ対応の推進や、相談体制の充実、学校や家庭、地域、関係機関との連携強化。
③いじめ事案の解決に向けた適切・迅速な施策の実施。

(2) 学校の役割

- ①教育活動全体を通じて、いじめが許されないことの理解を促進。
②学校いじめ防止基本方針の策定とその取組の充実。
③いじめ問題への組織的な対応や、児童生徒を守り抜く体制づくり。
④児童生徒の主体的な活動の推進。

(3) 家庭の役割

- ①自他を認め、その命を大切に子どもを育てる。
②子どもが何でも話せる環境づくり。
③いじめを発見したり、疑いがあるときには、速やかに学校等に相談。

(4) 地域の役割

- ①子どもが安心して生活できる環境づくり。
②いじめの兆候等が感じられるときは、学校、家庭に情報を提供し、連携。
③地域行事を通じて、子どもが主体的に活動できる場を提供する等、地域ぐるみの活動を推進。

(5) 関係機関の役割

- ①いじめ問題に関する相談や通報の窓口の設置。
②学校や家庭と地域と連携を深めること。

2 いじめの防止等のために学校が実施する施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
(2) 学校問題対策委員会の設置
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
①いじめの最新動向についての教職員全員の共通理解と組織的な対応。
②いじめを生まない学校づくりの推進。
③児童生徒自らがいじめをなくしていくこととする主体的活動の推進。
④情報モラルを身につけさせるための教育の推進。
⑤アンケートや教育相談活動、家庭・地域連携等によるいじめの早期発見の取組や児童生徒が相談しやすい環境づくり。
⑥学校問題対策委員会による迅速・適切な対応や市教育委員会や関係機関との連携。
⑦いじめ防止等の対応にしっかり取り組めるよう働き方改革を推進。
⑧コミュニティ・スクールや地域協働校の活用、学校いじめ防止基本方針等の周知により、学校、家庭、地域の連携を推進。
(4) 学校評価の実施
いじめ防止対策の学校評価への位置付け、迅速対応や組織対応を評価。

3 重大事態への対処

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に沿った適切な対応

- (1) 重大事態の意味
(2) 重大事態の報告
(3) 重大事態の調査
(4) 学校または市立学校いじめ問題調査委員会による調査
(5) 調査結果を受けた市いじめ調査委員会の再調査および措置

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 施策の点検評価
2 基本方針の見直し
3 学校いじめ防止基本方針の見直し
4 財政上の措置等

(担当)
草津市教育委員会事務局学校教育課
電話 077-561-2437 FAX077-561-2488